

令和4年2月10日

第41回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部
大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、まん延防止等重点措置の区域について、高知県を追加し、その実施期間を2月12日から3月6日までとするとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県の実施期間を3月6日まで延長すること等が決定されました。
- 全国の新型コロナ新規感染者数について、依然として増加が続いていることを踏まえ、私からは、1月19日付けで指示した各種の取組について、改めてその実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すことを指示します。
- また、2月7日の総理指示を踏まえ、政府を挙げてワクチンの3回目接種に係る取組を強化しているところですが、引き続き、所管業界の事業者に対し、職域接種の促進を強く働きかけてください。
- 加えて、感染者や濃厚接触者が発生し、従業員の欠勤者が多く発生する場合においても、公共交通や物流、建設工事など所管分野におけるエッセンシャルサービスを提供できるよう、所管事業者

等に対し、事業継続のための具体的方策を確認するように働きかけてください。

- さらには、テレワークの活用等による出勤者数の削減について、業務継続の観点からも、引き続き、全省を挙げて取り組むとともに、所管事業者等に対しても、協力を呼びかけてください。
- 改めて、国土交通省の全ての職員一人一人が思いを1つにして、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもち、自らの体調管理を徹底し、感染予防対策並びにそれぞれの業務に全力で取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。
- 私からは以上です。